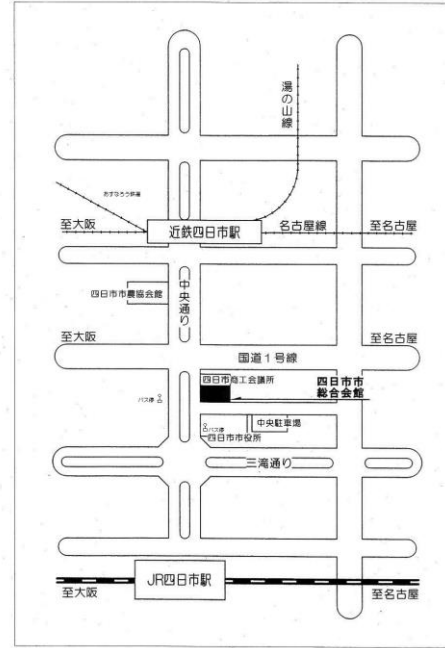


貸館の利用について

- 開館時間
午前 9 時から午後 9 時
ただし、日曜日は午前 9 時から午後 5 時
- 休館日
12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
- 利用資格
 - (1) 障害者福祉関係団体(要登録)
 - ・ 活動の中心が四日市市であること
 - ・ 営利目的でないこと
 - ・ 政治的、宗教的活動でないこと
 - ・ 障害者福祉に関わる活動であること
 - ・ 会の代表者(連絡責任者)が四日市市在住であること
 - ・ 会の構成員の過半数が四日市市在住であること
 - (2) 障害者福祉関係ボランティア(要登録)
 - ・ 活動の中心が四日市市であること
 - ・ 営利目的でないこと
 - ・ 政治的、宗教的活動でないこと
 - ・ ボランティア活動を行っている団体であること
- 利用申込
上記の(1)(2)の条件を満たす団体は障害者福祉センターが管理する部屋を利用することができます。
詳細につきましては、障害者福祉センターにお問い合わせください。
- 利用料
上記の利用資格を満たす団体は無料

案内図



交通案内

徒歩

近鉄四日市駅・JR四日市駅から徒歩で約10分

バス

近鉄四日市駅から市役所前

○三重交通バス

JR四日市行、四日市港行、市内循環

○三岐バス・・・山之一色線

JR四日市駅から市役所前

○三重交通バス

市立病院行、近鉄四日市行、宮妻口行、椿大神社行、
小山田病院行、高花平行、福王山行、ガーデンタウン
東日野行

○三岐バス・・・山之一色線

お問い合わせ

四日市市障害者福祉センター

四日市市諏訪町2番2号(市役所西)

四日市市総合会館3階

TEL <059> 354-8275 FAX <059> 354-8426

E-mail y-with@m3.cty-net.ne.jp

2024.4 改訂

四日市市障害者福祉センター



四日市市

社会福祉法人

四日市市社会福祉協議会

障害者福祉センターの紹介

障害者福祉センターは、身体障害者の福祉の増進を図るため、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第31条の規定に基づき、平成2年8月に設置され、障害者の更生相談、日常生活に必要な言語訓練・機能訓練、点字教室・創作的活動教室を実施しています。また障害に関する理解を深め、地域で誰もが安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、啓発事業に取り組んでいます。

施設の機能

① 障害者デイサービス事業

在宅の障害者に、創作的活動や機能訓練等を実施することで、利用者の生活の改善や身体機能の維持向上を図り、自立と社会参加を促します。

② 障害者福祉関係団体への支援

必要に応じて各団体に活動の場を提供し、活動の内容や各団体の抱える問題や課題を共に考え、団体活動の振興を図ります。

③ 障害者福祉ボランティアの養成

センター事業をはじめ、障害者とともに活動していたただけるボランティアを養成するため、勉強会や実習等を行います。

④ 障害者福祉の啓発

社会福祉協議会広報紙「かけはし」に「障害者福祉センターだより」のコーナーを設け、センターの事業を紹介するとともに、障害者福祉に関する情報を提供します。また、出前講座を実施して地域での障害理解に努めています。

その他、障害者福祉講座の開催や障害に関する相談業務を行っています。

障害者福祉センターには、障害者が地域で自分らしい、心豊かな生活が送れるように支援をする「障害者自立生活支援センター かがやき」、障害者の就業促進と継続や就労に必要な生活に関する支援をする「障害者就業・生活支援センター プラウ」、障害者の就労訓練の場としての「障害者就労支援事業 ワークセンター」が同所で事業を実施して、相互に連携をしています。

また、「四日市日常生活自立支援センター」、「中地域包括支援センター」や地域福祉に関わる部署や行政・関係機関との連携を図りながら社会福祉協議会の「第6次地域福祉活動計画」の基本理念である「安心して暮らし続けることができる『福祉のまちづくり』」を進めています。



●施設の内容

階	室名	設備	面積
2階	障害者団体事務室	机 8 椅子 24	80.9 m ²
	ボランティア活動室	机 6 椅子 18	72.4 m ²
3階	障害者福祉センター (事務室)		97.7 m ²
	言語訓練室	机 1 椅子 5	19.8 m ²
	相談室	机 1 椅子 4	8.4 m ²
	社会適応訓練室	机 18 椅子 62	104.4 m ²
	軽作業室	机 6 椅子 24	65.7 m ²
	療育訓練室	和机 11	57.7 m ²

設置 四日市市

管理・運営(指定管理者)

社会福祉法人

四日市市社会福祉協議会